

## 「交通事故の無い安全・安心な まちづくり宣言」について

交通事故のない安全で安心なまちづくりは、町民全ての願いです。

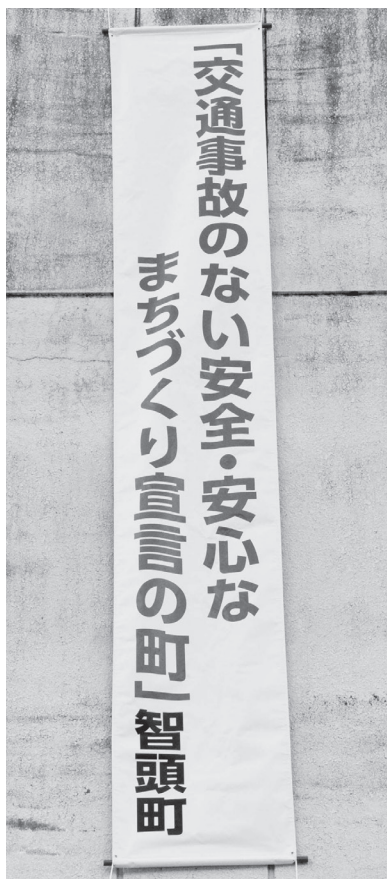
しかしながら、町内でも死亡事故が発生し、尊い命が犠牲となっているのが現状です。このことから、交通事故の悲惨さや飲酒運転の悪質さ・危険性を町民一人ひとりが深く認識するとともに、運転者はもちろんのこと、家族や職場、行政が一体と

なっており、強い意思を示すため、智頭町議会は平成29年9月定例会で「交通事故のない安全・安心なまちづくり宣言」の決議をしました。

町民一体となつて、交通事故や飲酒運転を根絶し、安全・安心で明るいまちを目指しましょう。

【問合せ先】 役場総務課

☎ 75-4111



明るい車社会の実現のための垂幕を役場庁舎に設置しました

## 国民年金保険料は 前納がお得です

うっかり忘れて納付期限を過ぎていた。忙しくて金融機関の窓口やコンビニエンスストアで支払う時間がないという人は、便利な口座振替をご利用ください。なお、まとめて前払い(前納)すると保険料が割引されます。

### 口座振替の種類

- ① 2年前納  
(4月～翌々年3月分)
  - ② 1年前納  
(4月～翌年3月分)
  - ③ 6カ月前納(4月～9月分、10月～翌年3月分)
  - ④ 当月末振替(早割)  
\* 本来の納付期限よりも1カ月早く口座より振替する方法です。
  - ⑤ 翌月末振替  
\* 保険料の割引はありません。
- ①②③④は割引が適用されるのでおトクです。

### 口座振替の申込み手続き

口座振替を希望の人は、「国

民年金口座振替納付(変更)申出書」  
納付書または年金手帳、通帳、金融機関届出印を持参のうえ、希望の金融機関または年金事務所へ申し出てください。  
申出書は、年金事務所の窓口、役場税務住民課にも備え付けています。

### 口座振替での前納の申込みはお早めに

口座振替での平成30年度2年前納、1年前納、6カ月前納(4月～9月分)の締め切り日は、平成30年2月28日(水)ですので、早めに申込みをしてください。

\* 口座振替で納付されている人は、再度の申込みの必要はありません。ただし、1年前納から2年前納への変更など、振替方法を変更される場合は、再度申込みが必要です。

### 【問合せ先】

日本年金機構  
鳥取年金事務所

☎ (0857) 27-18311

役場税務住民課

☎ 75-41118



# 人権の窓

## 「部落差別解消推進法」

### を知りましょう

「部落差別の解消の推進に関する法律」（以下「部落差別解消推進法」）が平成28年12月16日に公布・施行されました。この法は、部落差別は許されないものとの認識のもとに、その解決のために制定されました。

部落差別の問題は、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別により、国民の一部が経済的・社会的・文化的に低い状態に強いられ、日常生活の中で様々な差別を受けるなど、日本固有の重大な人権問題です。

今なお、結婚の際の身元調査、差別発言、差別投書などの事案のほか、インターネット上で差別を助長するような内容の書き込みがされるといった事案も発生しています。

こうした行為は、他人の人格

や尊厳を傷つけるものであり決して許されるものではありません。同問題をまず正しく理解することから始めましょう。

### ※部落差別解消推進法の目的

#### （第1条）

この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

### ※部落差別解消推進法の基本理念

#### 念（第2条）

部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的

人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行わなければならない。

### ※法のポイント

- ・「現在もなお部落差別が存在する」という認識が法律で示されました。
- ・部落差別の解消に必要な教

育・啓発の必要性が明記されました。

法が成立して1年が経過しましたが教育及び啓発が今後必要です。

差別解消に向けた取組として、部落解放智頭町研究会を開催しますので多数参加ください。

## 第45回部落解放智頭町研究会

日時 2月25日（日）

午後1時～4時20分

受付 午後0時30分～

開会 午後1時～

講師

近畿大学

人権問題研究所教授

一般社団法人部落解放・

人権研究所代表理事

奥田 均さん

会場 智頭町総合センター

大集会室他

講演

「部落差別解消推進法」の  
具体化に向けて

分散会

午後3時10分～4時20分

